

転入・転出の手続き(2面)
みんなの健康(3面)
選挙の期日前投票について(4面)
春の全国火災予防運動(5面)
ざまインフォメーション(6・7面)

ざま

3.1

豊かで健康な

まちづくりを目指して!

健康文化都市大学 で卒業式

市では、豊かな自然と快適な生活環境の中で、だれもが健康で生きがいを持つことのできるまちづくりを目指し、昨年七月から今年一月まで全十一回の内容で「健康文化都市大学」を開校しました。
この大学では、市民の皆さんに心と体の健康だけではなく、生活環境やまちの歴史・文化など、幅広い視点から健康なまちづくりについて学んでもらいました。
今回は、この大学を卒業した皆さんが、それぞれの思いを込めてまとめた卒業文集から、感想の一部を紹介します。

企画政策課
☎046(252)8287
☎046(255)3550



講義の後は毎回活発な質疑で盛り上がりました



参加型の講座に会場はいつも和やかな雰囲気でした



講師の話を真剣に聞き入る受講生たち



座間市に住んで二十年以上たちますが、今まであまり市の催しなどに参加したことがなく、最初は講座に参加することが不安でしたが、始まってみると毎回の講座は大変楽しく有意義なものでした。
今回の講座を通して、市民の健康と、地域の生活環境や歴史・文化などに関心、さまざまな取り組みをすることを知り、心強く思いました。今後も一市民として、市の活動に積極的に参加していきたいと思えます。(Iさん)

健康文化 都市大学での 1年を 振り返って



私は「健康」の二文字に引かれて今回この講座に応募をしました。講座では単に体を動かすだけの健康づくりではなく、住みよい環境づくりなどについて学んだり、散歩して回りたくなるような歴史や文化などを知ることができたりと、体だけではなく心も健康になった気がします。普段は、仕事中心になりがちな毎日、出掛けることも少なかったのですが、今回の講座をきっかけに出掛ける楽しみをつくることができました。(Oさん)

第1期卒業生の皆さん



毎回身近な内容で大変楽しく受講することができました。ここで学んだ「正しい歩き方」や「正しい姿勢」を実践することで、少しずつ体調が良くなってきたことにはとても驚きました。また、講座を通して、日ごろからいかに自分が体を甘や

かしていたかにも気付くことができました。これからは、この講座で学んだことを忘れずに、無理

なく健康づくりを続けていきたいと思います。(Tさん)



春は引っ越しの季節！

手続き・届け出は忘れずに！

三月から四月にかけては、進学や就職、転勤などのため、住民票や戸籍、転出証明書などを必要とするものが多くなります。これらの書類を取得したり、各種届け出をしたりする方は、次の点に注意して証明書の請求や届出をしてください。

また、転出する方で税金などに未納のある方は、早めに納めていただくようお願いいたします。市民課 ☎046(255)3550 046(255)8083

住民異動届

引っ越しや世帯の構成が変わったときは、住民異動届を市役所一階市民課に提出してください(表1参照)。出張所では手続きできませんのでご注意ください。これらは本人または世帯主による届け出が原則ですが、代理人が届け出ることでもできます。また、届け出に来た方を確認するために、運転免許証、健康保険証、社員証などを提示していただくことができます。

なお、引っ越してから長期間届け出ていない場合には、居住していないことを確認した上で、住民登録を抹消する場合があります。また、住民基本台帳ネットワークシステムの二次サービスとして、住民基本台帳カード(以下、住基カード)の交付を受けた方は、転入転出の特例を受けることができます。

【表1】 住民異動届

Table with 3 columns: 種類, 届け出期間, 届け出に必要なもの. Rows include 転入届, 転出届, 転居届, 世帯変更届.

期間内に届け出できなかった場合も必ず届け出をしてください。住基カードをお持ちの方は転入・転出の特例を受けることができます。

【表2】 印鑑登録

Table with 2 columns: 登録方法など, 届け出人. Rows include 文書照会方式, 身分証明方式, 保証人方式, 登録できない印鑑.

転入する方へ

手続き早見表

引っ越しする方へ

Table with 3 columns: 項目, 内容, 担当. Rows include 転入届, 印鑑登録, 国民健康保険, 国民年金, etc.

Table with 3 columns: 項目, 内容, 担当. Rows include 転出・転居届, 印鑑登録, 国民健康保険, etc.

必要書類など詳しくは、各担当へご確認ください。

印鑑登録

できない。

登録できる方

市内に住居登録または外国人登録をしている十五歳以上の方が登録できます。成年被後見人は登録できません。

登録方法

登録は、本人による申請が原則です(表2参照)。

市民カード

申請方法は表2の印鑑登録の三つの方式と同様です。

印鑑登録申請書に登録する印を添え、市民課で手続きしてください。出張所での登録はできませんのでご注意ください。

ただし、市民カードの申請は本人が手続きしてください。代理人による申請はできません。《住基カード》対象 座間市に住居登録があり希望する方。

されたサービス 住民票の写しの広域交付 転入転出の特例処理 身分証明書として利用 (写真付きのカードは、本人を確認する証明書としても利用見込み) 条例に規定された座間市の独自のサービス

印鑑登録証(市民カード)として利用(印鑑登録をする際、希望する方は住基カードを印鑑登録証として利用可) 自動交付機の利用 印鑑登録時の本人確認に利用(写真付きカードに必要になる電子証明書を住基カードに記録)

座間市立図書館などの貸出券として利用(市の図書館などの窓口で図書貸出券としての登録手続きが必要) 公的個人認証サービスに利用(電子申請などに必要になる電子証明書を住基カードに記録)



みんなの健康



担当 市民健康課 保健係 ☎046(252)7225 予防・医療係 ☎046(252)7213 リハビリ係 ☎046(252)7317 046(252)7043

ツベルクリン反応検査とBCG 予

対象	とき	
	ツベルクリン	BCG
11月1日～15日生まれ	3月1日(月)	3月3日(水)
11月16日～30日生まれ	3月2日(火)	3月4日(木)
10月、11月生まれ	3月8日(月)	3月10日(水)

受付時間 = 午後1時15分～2時15分(時間厳守)
ところ = 市民健康センター 対象 = 生後3カ月～4歳未満(なるべく1歳までに)

ツベルクリン反応検査の結果、陰性の場合はBCGを接種し、陽性の場合は再検査します。

なかよしベビークラス 保

とき = 3月4日(木) 午前10時～11時30分 ところ = 市民健康センター 内容 = 新しい友達をつくりたい保護者のための教室。赤ちゃんと楽しく遊ぶ 対象 = 生後3カ月～4カ月児とその保護者 定員 = 先着30人 持ち物 = 母子健康手帳、バスタオル 申込方法 = 電話予約

赤ちゃん教室 保

とき = 3月18日(木) 午前10時～11時30分 ところ = 市民健康センター 内容 = 離乳食の作り方・すすめ方、子どもの発達や予防接種について 対象 = 生後5カ月～6カ月児とその保護者 定員 = 先着30人 持ち物 = 母子健康手帳、離乳食用スプーン 申込方法 = 電話予約

発達相談 予

とき = 3月19日(金) 午前9時～正午 ところ = 市民健康センター 内容 = 乳幼児期の運動発達面での心配についての理学療法士による相談 対象 = 生後4カ月～1歳6カ月児 申込方法 = 電話予約

育児相談 保

とき = 3月12日(金) 午前9時30分～10時30分受け付け ところ = 市民健康センター 内容 = 身体測定と食事・発育状態・しつけの相談 持ち物 = 母子健康手帳 申込方法 = 直接会場へ

自動車税・自動車取得税の障害者減免範囲を拡大

身体・知的障害者のうち下記の対象に該当する方は、一人1台の自動車に限り、自動車税・自動車取得税の減免制度があります。

この制度について、このたび新たに、小腸の機能障害4級およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害4級の方も対象となりました。この新たに減免の対象となった方は、申請期限(平成15年5月31日)が既に経過していますが、平成15年度中は、特例として年度内に減免手続きができます。

対象者

障害の部位	障害の程度
視覚	1級～3級、4級の一部
聴覚	2級～3級
平衡	3級または5級
音声、言語	3級
上肢	1級～2級
下肢	1級～6級
体幹	1級～3級、5級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう直腸	1級～4級
小腸	1級～4級
免疫	1級～4級
知的障害	A1、A2

対象車 障害者本人が所有(取得)し運転、または障害者本人と同一生計の介護者が所有(取得)し運転する車 障害者のみの世帯の所有(取得)、または同一生計ではない介護者が所有(取得)し運転する車
減免額 自動車税、自動車取得税とも全額免除(自動車税は45,000円、自動車取得税は150,000円を限度とします)

申請場所 最寄りの県税事務所
持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印、運転免許証、車検証

介護者が所有し運転の場合は、減免証明願(担当で発行)のほかに住民票なども必要になります。

担当 障害福祉課 ☎046(252)7132 046(252)7043

4カ月児健康診査 保

とき = 3月16日(火) 午後1時～2時 ところ = 市民健康センター 対象 = 平成15年11月生まれ

8～10カ月児健康診査 保

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳をお持ちになって受診してください。

1歳6カ月児健康診査 保

内科 ところ = 指定医療機関 対象 = 平成14年8月生まれ 歯科 とき = 3月10日、17日いずれも水曜日 午前9時30分～10時30分 ところ = 市民健康センター 対象 = 平成14年7月生まれ

2歳児歯科健康診査 保

とき = 3月24日(水) 午後1時～2時受け付け ところ = 市民健康センター 内容 = 歯科健診、予防処置および育児相談など(予防処置は希望者のみで有料) 対象 = 平成14年2月生まれ 持ち物 = 母子健康手帳、歯ブラシ 申込方法 = 直接会場へ(事前通知はありませんのでご注意ください)

3歳6カ月児健康診査 保

とき = 3月9日(火) 午後1時～2時 ところ = 市民健康センター 対象 = 平成12年9月生まれ 持ち物 = 母子健康手帳

街頭献血 予

とき = 3月12日(金) 午前10時～正午、午後1時～3時30分 ところ = 小田急線相武台前駅ロータリー 主催 = 座間青年会議所

早期発見!早期治療に!がん集団検診 保

がん集団検診
平成16年度の「がん集団検診」を、表1のとおり実施します。年に1回受診できますので、ご希望の方は電話でお申し込みください。すべての検診について、検診日の8日前までの予約となります。受診料は表2のとおりです。各会場でお支払いください。



表1

とき	ところ	とき	ところ
4月8日(木)	市民健康センター	6月17日(木)	市公民館
4月16日(金)	北地区文化センター	6月25日(金)	市民健康センター
4月22日(木)	市公民館	7月6日(火)	ひばりが丘南児童館
4月27日(火)	東地区文化センター	7月15日(木)	北地区文化センター
5月10日(月)	市民健康センター	7月29日(木)	市民健康センター
5月14日(金)	ひばりが丘南児童館	8月6日(金)	東地区文化センター
5月19日(水)	北地区文化センター	8月31日(火)	市民健康センター
5月28日(金)	市民健康センター	9月8日(水)	市公民館
6月2日(水)	東地区文化センター	9月16日(木)	北地区文化センター
6月7日(月)	市民健康センター	9月29日(水)	市民健康センター

救急診療 予

電話を掛ける場合は番号をお確かめの上、お間違のないように!

休日昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		
歯科	☎046(252)8217		
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)

夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分
内科	☎046(252)9090		
外科	☎046(251)0119		
消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。			午後6時～10時(診療時間)

深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科	☎046(255)9933	小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前8時

聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

表2

区分	対象	受付時間	受診料
胃	40歳以上	男性: 午前9時～9時30分	900円
		女性: 午前9時30分～11時	
大腸		午前9時～11時	500円
子宮	30歳以上の女性	午前9時～11時	600円
乳		午前9時30分～11時 午後1時～2時	

は、会場が市民健康センターの場合のみ乳がんマンモグラフィ(X線撮影)

平成16年度から「乳がんマンモグラフィ(X線撮影)」を表3のとおり実施します。2年に1回受診できますので、ご希望の方は電話でお申し込みください。検診日の8日前までの予約となります。乳がん集団検診との重複受診はできません。

受診料は表4のとおりです。会場でお支払いください。

表3

とき	ところ
平成17年2月6日(日)	市民健康センター
平成17年2月13日(日)	
平成17年2月19日(土)	
平成17年2月21日(月)	
平成17年2月24日(木)	
平成17年3月14日(月)	
平成17年3月17日(木)	

表4

対象	受付時間	受診料
50歳以上で偶数年齢の女性(平成16年4月1日現在)	午前8時30分～9時	2000円
	午前10時～10時30分	
	午後1時～1時30分	
	午後2時～2時30分	

希望の受付時間は、予約の時間にお伺いします。注意

授乳中の方は、乳がん検診を受けられません。産後2カ月未満の方は、子宮がん検診を受けられません。

妊娠中の方は、大腸がん検診以外の検診を受けられません。

医療機関で行う「子宮がん施設検診」は、6月から11月まで実施します。詳しくは、本紙6月1日号でお知らせします。子宮がん集団検診との重複受診はできません。

70歳以上の方、市・県民税非課税世帯の方、生活保護受給者の受診料は無料ですので、予約の際にお申し出ください。生活保護受給者は、会場に受給者票をお持ちください。

成人・老人健康相談 保

とき	ところ	受付時間
3月2日(火)	ひばりが丘南児童館	午前9時30分～10時30分
3月4日(木)	北地区文化センター 市公民館	
3月23日(火)	市民健康センター	午前9時30分～10時30分

内容 = 身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談 持ち物 = 健康手帳 申込方法 = 直接会場へ

春の全国火災 予防運動

「その油断 火から炎へ 災いへ」を統一標語に、3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動が実施されます。この運動期間中、市消防本部では、市民の皆さんの火災予防意識を高めることを目的に、さまざまな行事を催します（下記参照）。

また、春先は空気が乾燥し、季節風が強く吹くことなどから、林野火災が発生しやすい季節です。このことから、春の全国火災予防運動期間に合わせて、全国山火事防止運動と車両火災予防運動も実施されます。たばこの投げ捨てやたき火の不始末など、屋内だけでなく屋外での火の取扱いにも十分注意しましょう。

市消防本部のまとめでは、平成15年中、市内で44件の火災が発生し6人が死傷しました。火災を種別ごとに見ると、建物火災が28件、車両火災が5件、その他の火災が11件でした。また、それらの主な原因は、放火が8件、コンロからの出火が8件、たばこの不始末が6件でした。このような火災を繰り返さないよう、一層の火災予防を心掛けましょう。

《期間中の主な行事》

市内巡回広報
住宅防火診断
防火ボスター展
とき=3月2日(火)~7日(日)
ところ=市民体育館(スカイアリーナ座間)
内容=小・中学生の作品展示

街頭広報
とき=3月1日(月)
ところ=座間駅、相武台前駅

担当 消防本部予防課
☎046(256)2211 ☎046(256)2125



その油断 火から炎へ 災いへ

消火器の破裂事故にご注意を

最近、古くなった消火器の破裂による人身事故が、各地で報告されています。消火器は、一般家庭に設置や点検の義務はありませんが、きちんとした管理をしていけば、いざというときの初期消火に大変役立つものです。しかし、消火器には消火剤を噴出するために高い圧力でガスが充てんされているため、消火器本体に腐食や変形、傷、ホース部分に詰まりなどがあると、破裂する可能性があります。半年に一度程度、目で見てそれらが無いことを必ず点検しましょう。

なお、消火器が古くなったり、傷ついたりしている場合には、点検・回収業者を紹介しています。詳しくは担当にお問い合わせください。

放火を防ぐために

人通りの少ない深夜に、物陰などの死角となる場所で発生することが多い放火。その被害に遭わないためには、戸外に燃えやすい物を置かないようにするなど「放火をさせない」「放火をさせない」環境づくりが大切です。次のことに十分注意し、放火を防止しましょう。

家の周りを整理整頓し、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
ごみは決められた収集日の朝に出しましょう。
外灯を取り付けるなど家の周りを明るくしましょう。
外出時や就寝時には戸締まりを確認しましょう。
自転車や自動車のボディーカバーは燃えにくく加工した物を使いましょう。



コンロ・てんぷら鍋を原因とする 火災を防ぎましょう

コンロ・てんぷら鍋を原因とする火災は、市内で平成15年中に発生した28件の建物火災のうちの8件を占めるなど、毎年出火原因の上位となっています。ほんの少しの油断から発生することが多いこの火災を防ぐためには、次のことに十分注意をしましょう。

調理中は絶対にコンロ・てんぷら鍋のそばから離れない電話が掛かってきたときなどは、調理を中断してコンロの火を消す
コンロや周囲の油污は使用後清掃する
コンロの周囲には燃えやすい物を置かない
中間コックは使用後必ず閉める

中退共の掛け金の一部を補助します

市では、中退共制度に加入している事業所に、払った掛け金の一部を補助しています。
対象 平成11年4月以降に同共済に加入または被共済者を追加した事業所
今回は、平成15年10月~平成16年3月に支払った掛け金に対する補助になります。
申請期間 3月15日(月)~31日(水)(土曜・日曜日、祝日を除く)
申請場所 市役所2階産業課
補助額 支払った掛け金(対象限度月額6000円)の10パーセント
補助期間 5年間
持ち物 対象者の共済手帳、事業所代表者の印、振込先の分かる物(預金通帳など)、共済掛け金の支払いが分かる物
担当 産業課
☎046(252)7604 ☎046(255)3550

中小企業退職金共済(中退共)制度

ご存じですか?中退共制度
中退共制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業が、大企業並みの退職金を支払うことができるようにするために、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です。
中退共への加入手続きは簡単です。まだ未加入の市内の事業主の皆さんは、加入を検討してみたいかですか?
特徴 掛け金を納めるだけで手軽に退職金制度を設けることができる 掛け金の一部を国と市が一定期間補助する 掛け金は税法上、全額損金・必要経費として非課税になる 会社の安定や優秀な人材の確保、従業員の安心と信頼を得ることができる パート従業員も月額2000円から加入できる
問い合わせ先 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー
☎03 3436 4351
担当 産業課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

市内で交通事故が多発しています。 交通ルールを守り、交通安全を心掛けましょう。

担当

市交通安全対策協議会(市民生活課内)
☎046(255)8218
☎046(255)3550

『不在者投票制度』が 『期日前投票制度』に なりました

選挙期日(投票日)前でも選挙期日同様に投票することができるよう『期日前投票制度』が、公職選挙法の一部改正により創設されました。これは従来の不在者投票制度を改めたもので、改正法は、平成15年六月に公布され、同年十二月一日から施行されました。

選挙管理委員会事務局
☎046(255)8481
☎046(255)8532

『期日前投票制度』とは?

選挙は、選挙期日に投票所において投票することを原則としています(これを投票日当日投票所投票主義という)。しかし、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前でも選挙期日と同じく投票できる(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)ようにした制度が期日前投票制度です。

投票対象者

選挙期日に仕事や用務があるなど、現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる方が期日前投票の対象となります。したがって、投票の際には現行の不在者投票事由と同じく、一定の事由(現行の不在者投票事由と同じ)に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。

投票の場所と時間

投票場所は、各市町村に設けられる期日前投票所です。本庁の場合は、市役所会議室一カ所を投票場所とする予定です。

投票の手続

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続は選挙期日の投票所における投票と同じです。

選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票をする日に設定されます。これにより選挙期日前であっても、投票用紙を直接投票箱に入れることができなくなります。したがって、期日前投票をした後に、他市町村への移転、死亡などの事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。

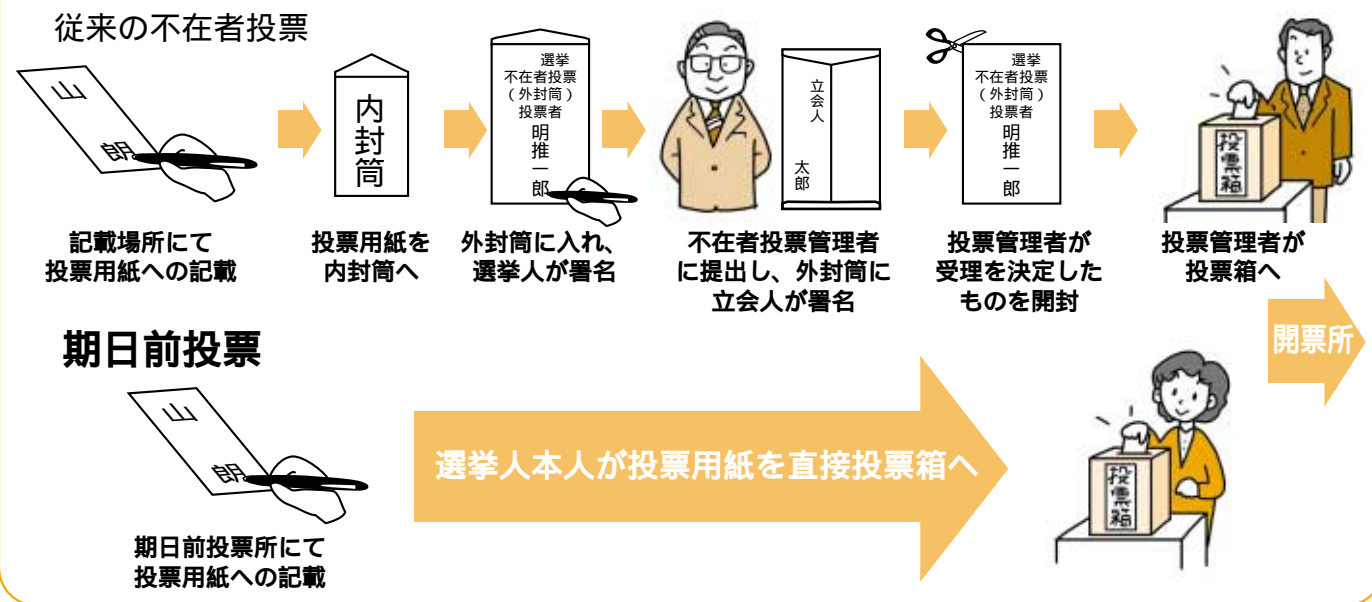
選挙人のメリット

選挙期日前の投票であっても、選挙期日における投票と同じく、投票用紙を直接投票箱に入れることができ、また、投票用紙を内封筒および外封筒に入れ、外封筒に署名するという手続が不要となるので、投票負担が大幅に軽減されます。

選挙事務執行におけるメリット

不在者投票の受理不受理の決定や、外封筒および内封筒の開封などの事務作業がなくなることから、事務負担が大幅に軽減されます。

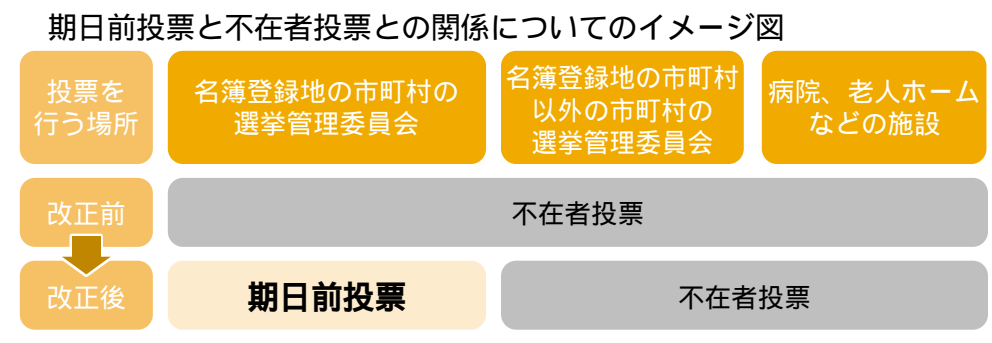
投票手続の大幅な簡素化



期日前投票と不在者投票との関係

名簿登録地の市町村の選挙管理委員会における不在者投票は、以下の場合を除いて期日前投票に移行します(下図参照)。

選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票しようとする日にはまだ選挙権を有しない方(例えば、選挙期日には20歳を迎えるが、選挙期日前においてはまだ19歳であり選挙権を有しない方など)については、期日前投票をすることができないので、例外的に名簿登録地の市町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることになります。名簿登録地の市町村以外の選挙管理委員会や病院、老人ホームなどにおける不在者投票については、従来どおり実施されます。不在者投票の投票期間は、期日前投票と同じく、選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間となっており、従来の投票期間(選挙期日の公示日または告示日から選挙期日の前日までの間)から変更されているので注意が必要です。



期日前投票 Q & A

- Q1 期日前投票はいずれの市町村でもできるのですか?
A1 名簿登録地の市町村の選挙管理委員会が実施するものに限られます。名簿登録地の市町村以外の選挙管理委員会においては、選挙人名簿が存在しないため、投票時に選挙権の有無を確認することができないなどの事情によるものです。
- Q2 期日前投票所が不在者投票所と異なっているのはどのような点ですか?
A2 期日前投票は不在者投票と異なり確定投票であることから、期日前投票所は、選挙期日における投票所と同じく、物理的に隔離できる場所であることが必要です。したがって、その場所については事前告知され、投票の際は、投票管理者と投票立会人が常駐することとなります。
- Q3 期日前投票の投票箱はどのように保管されるのですか?
A3 期日前投票は翌日も引き続いて投票が行われるため、投票箱を翌日の投票まで適切に保管する必要があります。保管の方法としては、投票時間終了後、投票箱のふたを閉じ、かぎを掛けた上で、そのまま期日前投票所において保管する、または必要に応じて投票箱を移動させ、かぎのあるロッカーに入れて保管するといったことが考えられます。

【座間市のお知らせ】

3.1

平成16年(2004年)3月1日発行
 座間市企画部市民情報課編集
 〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
 URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
 ☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

♪今月のロビーコンサート♪

春光の野に、テノールの歌声響く!

とき 3月10日(水)午後0時20分~0時40分
 ところ 市役所1階市民サロン
 曲目 夢のあとで、おいで!芝生は緑!、
 夢見たものは...、荒城の月、浜辺の歌ほか
 演奏者 テノール 本田武久さん、ピアノ 藤原桂子さん

協働のまちづくりへ 2004 市民セミナー

今、市民の皆さんと行政がより良い関係を保ち、お互いの役割分担をしっかりと見極めた「市民と協働のまちづくり」が求められています。そのためには、市民の皆さんの知恵と力をさらなる市の発展に結びつけられるように、市民参加の仕組み作りが必要です。

そこで市では「協働のまちづくりへ2004」と題して、市民セミナーを開催します。市民の皆さんと座間市が共に歩むまちづくりについて、一緒に考えてみませんか。多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

とき 3月28日(日)午後7時~9時

ところ 市民文化会館(ハーモニーホール座間)小ホール

講師 関西学院大学教授(元三重県総務局長)村尾信尚さん

申込方法 3月26日(金)までに、直接または電話、ファクス、電子メールで担当へ

手話・要約筆記あり

担当 企画政策課
 ☎046(252)8287
 ☎046(255)3550

電子メール kikaku41@city.zama.kanagawa.jp



舞台のプロフェッショナルに学ぼう! 舞台照明体験セミナー

「作られた自然光・情感を助ける光を感じて...」をテーマに、照明を使った自然現象や心の内側の描き方などの表現方法を、舞台の専門家から学びます。

とき 3月17日(水)、23日(火)午後7時~9時30分

ところ 市民文化会館(ハーモニーホール座間)小ホール

定員 30人(先着順)

参加費 無料

申込方法 直接または電話かファクスで担当へ

担当 生涯学習課 ☎046(252)8476 ☎046(252)4311



バイク・軽自動車などの廃車手続きは3月中に

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を登録していて、廃車・譲渡・盗難などで現在はそれらの車両を所有していない方や3月中に転出する方は、3月31日(水)までに下の表の提出先に届け出てください。

車種	廃車届の提出先
原動機付自転車(排気量125CC以下) 小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業車など)	市民税課 ☎046(252)8004 ナンバープレート、標識交付証明書、印を持参してください。
二輪の軽自動車(排気量125CC超250CC以下) 二輪の小型自動車(排気量250CC超)	相模自動車検査登録事務所(愛川町中津字桜台7181) ☎046(285)0085
三輪・四輪の軽自動車(排気量660CC以下)	軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所(綾瀬市小園847-3) ☎0467(78)8840

担当 市民税課 ☎046(252)8004 ☎046(255)3550

あくしゅフォーラム

あくしゅフォーラム実行委員会では、「ざまの男女共同参画社会の実現をめざして」をテーマに講演会を開催します。

とき 3月14日(日)午後1時30分~3時40分

ところ 市民文化会館(ハーモニーホール座間)小ホール

内容 基調講演「いきいきと輝いて、自分らしく生きる」、ふれあいコンサート

対象 どなたでも

保育 あり(原則1歳以上、おやつ代100円、希望者は3月10日(水)までに電話かファクスで担当へ)

入場 自由

手話・要約筆記あり

担当 市民生活課 ☎046(252)8483 ☎046(255)3550



基調講演講師
 遠藤泰子さん
 (フリーアナウンサー)

ご利用ください!

民間施設緑化事業と生け垣設置奨励金

市では、良好な生活環境を保全するため、街の緑化に努めています。公共施設の緑化だけでなく、民間施設の緑化に関する助成もしていますので、ご希望の方は事前に担当へご相談ください。

【民間施設緑化事業】

民間の駐車場の緑化に対して樹木を無料で配布します。

配布対象 150平方メートル以上の駐車場

配布内容 市が購入した樹木の苗木(限度額10万円)

【生け垣設置奨励金】

自己敷地内への生け垣設置に対して奨励金を交付します。

交付条件 次のすべてに該当し事前審査を受けたもの 公道または公道に準ずる私道(以下、道路)に面する延長が2メートル以上 設置する部分の高さが道路から1.5メートル以下 樹高が0.9メートル以上 葉が触れ合う程度に列植

奨励金額 1メートル当たり4000円(限度額8万円)、既存の塀を取り壊して設置する場合は1メートル当たり6000円(限度額12万円)

緑化重点地区(入谷の一部、相模が丘、ひばりが丘)および鈴鹿・長宿街づくり協定地区については、限度額が異なります。

担当 公園緑地課 ☎046(252)7221 ☎046(255)3550



こせ ひめか
 小瀬 姫可ちゃん
 H15.5.13生まれ 女
 新田宿



おかへ たいご
 岡部 泰吾ちゃん
 H15.4.30生まれ 男
 入谷5丁目



かんざき しほ
 神崎 志歩ちゃん
 H15.6.2生まれ 女
 四ツ谷



おおいし たいき
 大石 泰輝ちゃん
 H15.6.30生まれ 男
 入谷5丁目



ひらの ゆうき
 平野 勇希ちゃん
 H15.6.29生まれ 男
 南栗原4丁目



かまた はなちゃん
 鎌田 はなちゃん
 H15.5.21生まれ 女
 緑ヶ丘3丁目



いなば とうま
 伊奈葉 智守ちゃん
 H15.10.4生まれ 男
 相模が丘6丁目



てるい たいち
 照井 大陸ちゃん
 H15.4.22生まれ 男
 ひばりが丘3丁目

こんにちは
 赤ちゃん